

第 1 条 ディスペンスーレンタルプランの契約

- ディスペンスーレンタルプラン（以下、本プランという）は、CLEAN&GO 専用除菌液（以下、専用除菌液という）を 2 年間、月 1 0 ℓ 以上の購入及び安心サポート契約への加入を条件として、CLEAN&GO 手指消毒ディスペンスー（以下、ディスペンスーという）を株式会社太陽技研（以下、弊社という）より借り受けて、使用することができるプランです。
- 本プランの契約（以下、本契約という）は、お客様が本規約に同意した上で、弊社が定める申込書（以下単に、申込書という）により、弊社に直接または販売店を通して申込みをし、これを弊社が承諾したときに成立します。なお、本プランの契約者には、弊社から契約 NO を記した「契約確認書」をお送りします。

第 2 条 届出事項の変更

- 申込書により届け出た契約者の担当者・所在地・お届け先等に変更が生じた場合、契約者は遅滞なく「契約事項変更申込書」を届け出るものとします。但し、弊社または販売店が適当と認めた場合には、弊社または販売店へのメール、電話、その他の方法により届け出ることもできます。
- 前項の届出がないために、弊社または販売店からの通知または第 3 条に定める配達が遅着または不着となった場合には、通常到着すべき時に契約者に到着したものとみなします。但し、届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情がある場合を除きます。

第 3 条 専用除菌液の配達及び一時休止について

- 専用除菌液は、毎月、申込書記載の配達希望日・お届け先に申込書記載の数量を配達します。なお、空ボトルの回収は行いません。
- 専用除菌液の配達料金は弊社の負担とします。但し、沖縄・離島を除きます。また、配達希望日以外の配達、再配達については別途配達料金が必要となる場合があります。
- 契約者は、配達の 2 0 日前までに第 2 条 1 項に定める方法で弊社または販売店にご連絡いただくことにより、専用除菌液の配達を一時休止することができます。
- 前項の一時休止には、休止手数料として休止 1 か月あたり 4,000 円（税別）が発生します。
- 一時休止は年 3 か月までとし、それを超えた場合は第 11 条に定める契約者による契約の解除となります。

第 4 条 安心サポート契約について

- 安心サポート契約は必須となります。料金は月額 2,000 円（税別）で、毎月お支払いいただきます。
- 弊社が契約者に別途配布する取扱説明書に記載した条件での使用（以下、通常使用という）中にディスペンスーに発生した不具合について、土日祝日を除く 9：0 0 ～ 1 7：0 0 に必要対応を無料で行います。
 - ディスペンスーに不具合が発生した場合、契約者は CLEAN & GO 係（TEL 0120-789-595）へ電話連絡するものとします。
 - 前号の連絡を受け、弊社はトラブル診断を行い、不具合の症状に応じて交換部品の提供、出張修理、代替機交換のいずれかの方法で対応します。
 - 前号の診断の結果、弊社がディスペンスーの出張修理、代替機交換のいずれかの方法を選択した場合、対応に時間がかかる場合があることを契約者はあらかじめ了承するものとします。
- 通常使用によらない不具合等、契約者の責に帰すべき事由による不具合の対応は、安心サポートの対象外とし、別途料金がかかります。
- 専用除菌液の定期配送の一時休止期間中も安心サポート料はご請求させていただきます。また、第 11 条または第 12 条により本契約が解除された場合、安心サポート料の返金はしません。

第 5 条 お支払い

- 契約者は、以下の料金を弊社または販売店に支払うものとします。
 - 専用除菌液の購入代金または休止手数料
 - 安心サポート料
 - ディスペンスー配送設置費
- 前項記載の料金のお支払い方法は、弊社または販売店が別途指定するものとします。
- 支払期日までに弊社または販売店において、契約者から料金の入金が確認できなかった場合は、弊社または販売店は契約者に対し、支払期日の翌日から遅延損害金（年率 14.6％）を請求させていただきます。

第 6 条 規約、契約の変更

- お申込みプランの変更等、契約者からの本契約の変更の申し入れについては、配達の 20 日前までに第 2 条 1 項に定める方法で弊社または販売店に行うものとし、弊社また

は販売店がこれを承諾したときに、本契約は変更されます。

- 弊社が本規約の内容を変更する場合は、変更後の本規約の内容と適用開始日を契約者サイトに掲載することにより、契約者に通知します。なお、料金や支払条件に関わる本契約の変更等については、その変更内容と適用開始日を、弊社または販売店から書面またはメールで契約者に通知する場合があります。いずれの場合も、当該変更内容の適用開始日をもって、契約者は変更内容を承諾したものとみなします。

第 7 条 個人情報の取扱い

- 契約者は、弊社が契約者の個人情報につき、必要な保護措置を取ったうえで以下の利用目的で取扱うことに同意します。
 - 本契約の申込み受け処理、専用除菌液の配達・発送・安心サポート等の一連の業務を遂行するため。
 - 商品・サービス・キャンペーン・メールマガジン・広告等の各種ご案内やダイレクトメール・電子メールを送付・配信するため。
 - 契約者サイトに登録し、管理するため。
 - 申込みの適用審査を行なうため。
 - 代金の決済処理のため。
 - 業務上必要なご連絡をするため。
 - ディスペンスーの管理のため。
 - 統計調査・データ分析・アンケート調査等の分析を行うため。
 - 撮影した写真をホームページに掲載するため。
 - 個人情報の開示等に対応するため。
- 弊社は、必要な範囲内で個人情報の取扱いを外部の委託先に預ける場合があります。
- 個人情報の開示・訂正・削除・利用停止などについては、下記記載の弊社窓口までご連絡をお願い致します。株式会社太陽技研 CLEAN & GO 係 電話：0120-789-595
- 個人情報保護管理責任者は弊社の統括責任者になります。

第 8 条 禁止事項

契約者は、次の各号に掲げる行為をすることができません。

- ディスペンスーならびに、弊社またはディスペンスーの商号、商標を使用した営業活動、その他営利を目的としたこれらの利用及びその準備を目的としたこれらの利用。
- 弊社もしくは販売店の財産もしくは権利を侵害する行為または侵害するおそれのある行為。
- 弊社もしくは本プランの信頼性を侵害する行為または侵害するおそれのある行為。
- 専用除菌液以外をディスペンスーに入れて使用すること。
- 弊社または販売店が契約者に販売した専用除菌液を、ディスペンスーを用いずに使用すること。
- ディスペンスーを弊社の取扱説明書記載とは異なる用法で使用するこ。
- ディスペンスーを第三者に譲渡または転貸すること。
- 本項 1 号の他、弊社、第三者に不利益または損害を与える行為、及び与える恐れのある行為。

第 9 条 権利の帰属

- 弊社が契約者に貸与したディスペンスーの所有権は弊社に帰属します。
- 以下の権利は弊社に帰属します。
 - ディスペンスー及び弊社が契約者に配布する宣伝物・印刷物に関する商標権その他の知的財産権。
 - ディスペンスー及び弊社が契約者に配布する宣伝物・印刷物に付随する技術及びノウハウ全般。

第 10 条 契約期間

契約期間は契約締結の日から 2 年間です。なお、契約期間満了月の配達の 2 0 日前までに契約者から弊社または販売店に対し更新拒絶の通知がなされない限り、本契約は同一条件をもって自動的に 1 年間更新されるものとし、以降も同様とします。

第 11 条 契約者による契約の解除

- 契約者が本契約を解除しようとする時は、次回配達の 2 0 日前までに弊社または販売店に通知するものとします。この場合既にお支払いされた料金について、弊社または販売店は払い戻しをすることはありません。既に配達済の専用除菌液については、未使用であっても代金を払い戻すことはありません。
- 契約者が契約締結の日から 2 年以内に本契約を解除する場合、解約料として契約残存月数×4,000 円（税別）をご請求させていただきます。なお、第 10 条に本契約が更新された契約期間については、当該解約料は発生しません。

第 12 条 弊社または販売店による契約の解除

- 弊社または販売店は、契約者が次の各号のいずれかの事由に該当した場合、当該契約者に対し何らかの催告をすることなく本契約を解除することができるものとします。この場合、弊社または販売店より当該契約者に対して解除の通知が到着したとき、本契約が解除されたたものとします。弊社及び販売店は本契約を解除した場合において、当該契約者に損害が生じたとしても、これを賠償する責任を一切追わないものとし、契約者はこれを了承するものとします。
 - 第 8 条（禁止事項）で禁止されている事項を行った場合。
 - 申込に際し、会社名、所在地等、契約者の特定、信用状況の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合。
 - 自己及び関係会社、ならびにそれらの役員、従業員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、関係者、その他の反社会的勢力（以下暴力団等）である場合、もしくは暴力団等であった場合、またはことさら自身が暴力団などである旨を伝え、もしくは関係団体・関係者が暴力団等である旨を伝える等した場合。
 - 自らまたは第三者を利用して、弊社または販売店に対して、詐術、暴力的行為もしくは脅迫的言辞を用いるなどした場合。
 - 本契約上の事項に違反した湯合。
 - 本契約に基づく料金支払い等弊社または販売店に対する債務の履行を怠った場合。
 - 契約者の信用状態が悪化した場合。
 - 自らまたは第三者を利用して、弊社または販売店の名誉を毀損し、もしくは棄損する恐れのある行為をした場合。自らまたは第三者を利用して、弊社または販売店の営業を妨害し、もしくは妨害する恐れのある行為をした場合。または他の契約者に迷惑となる行為があった場合。
 - 仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立、仮登記担保契約に関する法律第 2 条に定める、通知、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納、その他滞納処分を受けまたはこれらの申立、処分、通知を受けるべき事由を生じた場合。
 - 支払停止、支払不能若しくは債務超過の状態に陥りまたは破産、会社整理、会社更生手続き及び民事再生手続等の倒産処理手続き（本契約締結後に改定若しくは制定されたものを含む）の申立原因を生じ、またはこれらの申立を受け若しくは自らこれらの申立をした場合。
- 契約者が前項各号いずれかの事由に該当した場合、その契約者は、弊社または販売店の請求により、本契約に基づく、一切の債務について期限の利益を失い、直ちに弊社または販売店に対して債務の全額を支払うものとします。
- 契約者は、前項の債務を支払う場合には、弊社または販売店へ持参若しくは指定の口座に送金して支払うものとします。

第 13 条 免責

次の各号のいずれかに該当し、弊社の債務が本旨に従って履行できないときは、弊社はその責を免れるとともに、本契約の全部または一部の解除が可能であることとします。

- 天災・地変等の災害を被ったとき。
- 法令の規定、改廃、行政指導のあったとき。
- 本プランの実施が困難な重大な事由が生じたとき。
- その他前各号と同等の事由が生じたとき。

第 14 条 契約終了後の措置

- 第 10 条の契約期間の満了、第 11 条、第 12 条及び第 13 条の契約解除により、本契約が終了したときは、契約者は直ちにディスペンスーを弊社が指定する方法で返却するものとし、その費用（18,000 円／台、税別）を負担するものとします。
- 前項に定める返却が直ちになされない場合、弊社はこれらの時価相当分の費用その他について、弊社がこうむった損害として、当該契約者に対しその賠償を請求できるものとします。
- 契約期間中に生じた契約者の支払債務については、本契約終了後も契約者はその履行の責任を負うものとします。

第 15 条 損害賠償

- 弊社は、取扱説明書に記載した以外のディスペンスーの使用による契約者の損害に関して、いかなる責任も負わないものとします。契約者が、故意、過失あるいは取扱説明書に記載した以外の使用方法でディスペンスーを破損又紛失した場合には、時価相当分を弊社がこうむった損害として賠償していただくことがあります。
- 契約者と弊社との本契約に関する紛争につきましては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。